

2008年(平成20年)10月11日 土曜日

## 氏名変更は難しい?

Q 姓名判断で「金運に恵まれず、このままではお金の苦労が絶えない」と言われました。氏名を変えたいと思ってますが、なかなかできないと聞きました。難しいのでしょうか。

A 氏名は個人を識別する重要な要素ですから、むやみに変更することはできません。その変更手続きは、家庭裁判所に変更許可の申し立てをする方法であります。

氏の変更は、戸籍法一〇七条によって「やむを得ない事由」が必要とされています。裁判所が変更を許可するか否かは、客観的・社会的に「やむを得ない事由」として認められたものとし



本件のように姓名判断という理由だけでは客観的・社会的に「やむを得ない事由」があるとはいはず、氏の変更は困難と考えます。

本件のように姓名判断という理由だけでは名の変更も、戸籍法一〇七条の二によつて認められた事例とし

本件のように姓名判断という理由だけでは名の変更も困難ですが、新しい名を五年以上継続して使用したという実績があれば、永年使用により名の変更は認められる可能性があると考えられます。

## 「やむを得ない事由」必要

(弁護士 松田健太郎)

ては、珍奇・難解・難読のほか、営業上の目的から襲名する必要がある場合、永年使用して(長いほど良いですが、成年の場合は通常五年以上、子供の場合はもう少し短くても良いといわれています)、通称として通用している場合などがあります。